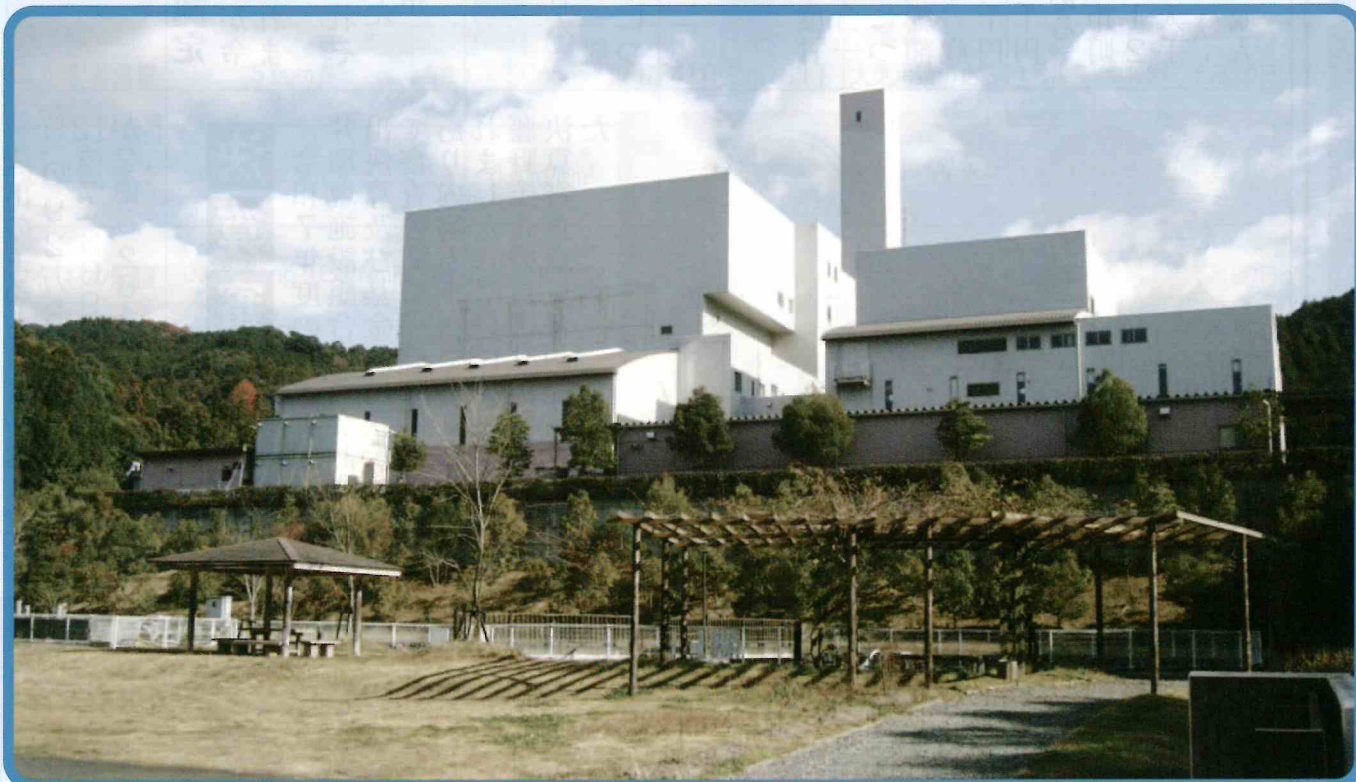


# サン・ポート通信

令和8年10月  
vol.79



## サン・ポート(一般廃棄物処理施設)へのごみの直接搬入について

ごみの直接搬入の受付日は、祝日を除く月曜日から金曜日までと第3日曜日です。

※場内混雑緩和のため、極力お住まいの市町村のごみ収集に出されますようご協力をお願いします。

【受付日と受付時間】

| 受付時間       | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日        | 祝日 |
|------------|---|---|---|---|---|---|----------|----|
| 9時～12時     | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | × | 第3日曜のみ受付 | ×  |
| 13時～16時30分 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | × | 第3日曜のみ受付 | ×  |

※12時～13時までは昼休みです。12月31日、1月1日から3日までは搬入できません。年末の12月29・30日は、16時までの受付となります。

ごみ処理手数料

家庭系ごみ・事業系一般廃棄物 150円/10kg

※産業廃棄物は受入れ不可

## 目次

- |                         |                     |
|-------------------------|---------------------|
| ●議会報告、決算審査講評……………P2     | ●直接搬入時の注意事項……………P3  |
| ●令和7年度 決算の状況 ……………P2    | ●資源ごみの分別について……………P4 |
| ●令和8年度 排ガスの測定結果 ……………P3 | ●生ごみ3キリ運動……………P4    |

# 議会報告

## 組合定例議会

認定1件を原案どおり認定

令和8年第2回定例議会が令和8年8月27日(木)に行われました。

認定第1号を提出し、それぞれ原案どおり認定されました。◇組合議員14名中、14名出席

### 提出議案

認定第1号 令和7年度甘木・朝倉・三井環境施設組合一般会計歳入歳出決算の認定について

### 提出議案の内容

認定第1号は、令和7年度甘木・朝倉・三井環境施設組合一般会計歳入歳出決算の認定について、歳入歳出決算は歳入総額18億2,233万3千円に対し、歳出総額17億1,772万5千円で差引額の8,450万8千円を翌年度へ繰り越すものである。歳入の主なものは、構成市町村からの負担金が14億4,126万2千円、ごみの直接搬入手数料が4,300万1千円、鉄・アルミなどの資源化物売払収入が3,751万円となった。

### 決算審査講評

歳出の主なものは、総務費が139,092万3千円、衛生費が1億7,369万5千円、公債費が2億5,264万7千円となった。

令和7年度の甘木・朝倉・三井環境施設組合一般会計歳入歳出決算及び基金運用状況について審査の結果、計数等は正確であり内容も正当であると認められました。7月13日、当組合の藤野監査委員より田頭組合長へ決算審査意見書が提出されました。



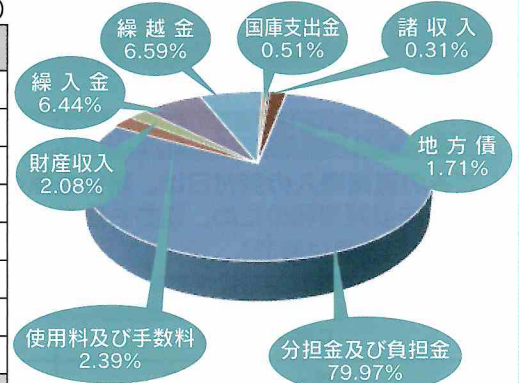
写真左は藤野監査委員、右は田頭組合長

## 令和7年度 決算の状況

### 歳入

(単位:千円)

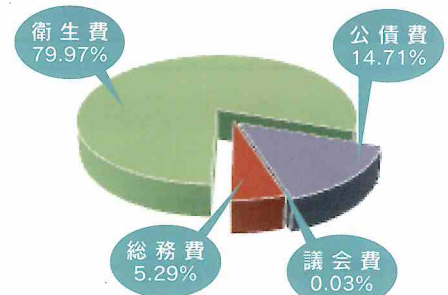
| 科 目       | 決算額       | 内容説明         |
|-----------|-----------|--------------|
| 分担金及び負担金  | 1,441,262 | 構成市町村からの負担金  |
| 使用料及び手数料  | 43,001    | 直接搬入手数料      |
| 財 産 収 入   | 37,510    | アルミ缶等物品売払収入他 |
| 繰 入 金     | 116,122   | 基金からの繰入金     |
| 繰 越 金     | 118,796   | 前年度からの繰越金    |
| 国 庫 支 出 金 | 9,153     | 循環型社会形式推進交付金 |
| 諸 収 入     | 5,489     | 売電収入、預金利子など  |
| 地 方 債     | 30,900    | 一般産業物処理事業債   |
| 歳 入 合 計   | 1,802,233 |              |



### 歳出

(単位:千円)

| 科 目     | 決算額       | 内容説明                  |
|---------|-----------|-----------------------|
| 議 会 費   | 460       | 組合議員の報酬及び議会に要した経費     |
| 総 務 費   | 90,923    | 職員人件費、監査等の事業に要した経費    |
| 衛 生 費   | 1,373,695 | ごみ処理、資源物の処理等の事業に要した経費 |
| 公 債 費   | 252,647   | 施設改修等に借入した起債の償還に要した経費 |
| 歳 出 合 計 | 1,717,725 |                       |



<ごみ処理経費> 約65,750円/ごみ1t当たり 約17,657円/1人当たり

## 令和8年度 排ガスの測定結果

| 項目\区分     | 測定結果                          |    | ※1計画目標値                       | 法規制値等                                                      | 規制値等の根拠                 | 備考   |            |
|-----------|-------------------------------|----|-------------------------------|------------------------------------------------------------|-------------------------|------|------------|
|           | 測定値                           | 判定 |                               |                                                            |                         | 測定箇所 | 測定年月日      |
| 窒素酸化物濃度   | 25 ppm                        | 合格 | 100ppm 以下                     | 250ppm 以下                                                  | 大気汚染防止法                 | 1号煙突 | 令和8年 5月20日 |
| 硫黄酸化物濃度   | ※2<5 ppm                      | 合格 | 50ppm 以下                      | ※3K値 17.5 以下                                               | 大気汚染防止法                 | 1号煙突 | 令和8年 5月20日 |
| 一酸化炭素濃度   | 3 ppm                         | 合格 | 30ppm 以下                      | 30ppm 以下                                                   | ※5新ガイドライン               | 1号煙突 | 令和8年 5月20日 |
| 塩化水素濃度    | 5 ppm                         | 合格 | 50ppm 以下                      | 430ppm 以下                                                  | 大気汚染防止法                 | 1号煙突 | 令和8年 5月20日 |
| ばいじん濃度    | 0.004 g/Nm <sup>3</sup>       | 合格 | 0.02g/Nm <sup>3</sup> 以下      | 0.08g/Nm <sup>3</sup> 以下                                   | 大気汚染防止法                 | 1号煙突 | 令和8年 5月20日 |
| ダイオキシン類濃度 | 0.0073 ng-TEQ/Nm <sup>3</sup> | 合格 | 0.05ng-TEQ/Nm <sup>3</sup> 以下 | 0.1ng-TEQ/Nm <sup>3</sup> 以下<br>1ng-TEQ/Nm <sup>3</sup> 以下 | ※5新ガイドライン<br>※6DXN特別措置法 | 1号煙突 | 令和8年 5月20日 |
| ※4水銀濃度    | 0.13 μg/Nm <sup>3</sup>       | 合格 | —                             | 50μg/Nm <sup>3</sup> 以下                                    | 大気汚染防止法                 | 1号煙突 | 令和8年 5月20日 |

**注記** 上記濃度はすべてO<sub>2</sub>濃度12%換算値とします。

※1:計画目標値は、施設運転上の自主規制値であり、国が定めている規制値より厳しい数値にしています。

※2:硫黄酸化物濃度、定量下限値未満を示しています。

※3:硫黄酸化物濃度の法規制値等のK値17.5は、約2,000ppmに相当します。

※4:水銀濃度は、平成30年4月1日から大気汚染防止法の改正による水銀大気排出規制による測定です。

※5:法規制値等の新ガイドラインは、ダイオキシン類発生防止等ガイドラインのことで、

※6:法規制値等のDXN特別措置法は、ダイオキシン類対策特別措置法のことで、

## 直接搬入時の注意事項

①施設の処理能力の関係上、1日に搬入できる量に制限があるものがありますので、ご了承ください。

例) 布団類(毛布、タオルケット等を除く) 10枚以内/日・世帯  
量 15枚以内/日・世帯

※上記のほかにも搬入量に制限があるものがありますので、事前にお尋ね下さい。

②搬入車両は、原則3t車までです。

③軽トラック等で搬入される場合は、シート掛けなどのごみ飛散防止対策をお願いします。

④ごみの搬入時には、住所確認のため運転免許証などの身分証明書の提示をお願いします。

⑤ごみの種類によって降ろす場所が異なります。施設内の渋滞緩和のため、事前の分別をお願いします。※ごみを降ろす作業は原則ご自身でお願いしています。



## 資源ごみの分別について

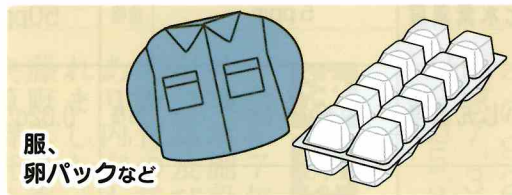
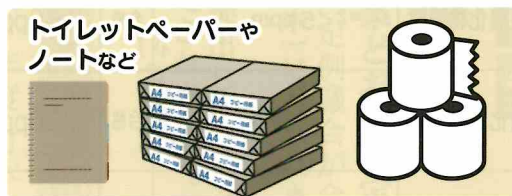
### ●捨てればごみ、分ければ資源

下記のマークがついている紙類、容器包装プラスチック、ペットボトルは分ければまた**資源**として活用でき、**ごみの減量**になります。燃えるごみで捨てず、地域の分別収集へお持ち込みください。

#### 資源ごみ



#### 再生品



## 生ごみ3キリ運動

ちょっとした心がけ、**3キリ運動**でごみの減量にご協力をお願いします。

### ① 食べキリ 作りすぎや食べ残し、していませんか？

食べきれぬ量だけを作りましょう。外食時の注文しすぎには注意し、好き嫌いせず、食べ残しがないようにしましょう。



### ② 使いキリ また同じものを買ってしまった…なんてことはありませんか？

家にある食材をチェックし、必要な物、必要な量だけ買いましょう。過度なストックはやめ、消費期限に注意して食品や調味料は使い切りましょう。



### ③ 水キリ 水切り、していますか？

生ごみには、多くの水分が含まれています。水分のないものは三角コーナーに入れずにごみ袋へ入れる、水分のあるものは水切りネットを使用する、袋に穴をあけて絞る、乾かすなどなるべく水分を減らす工夫をしましょう。



## ●「ごみ」に関する問い合わせは各市町村の環境担当課までお願いします。

朝倉市 朝倉市 環境課 0946-22-1111

東峰村 小石原庁舎 住民福祉課 0946-74-2311

筑前町 本庁舎 環境防災課 0946-42-6613

大刀洗町 住民課生活環境係 0942-77-2141

**サン・ポートを構成する上記市町村以外から発生したごみは、搬入できません。**

### お問合せ先

廃棄物再生処理センター **サン・ポート** ☎0946-21-8077

■ サン・ポートHPアドレス: <https://eco-sun-port.org>

物を大切に使い、みんなでごみを減らしましょう！